

おたけ

暑中お見舞い
申し上げます

第23号 1998.8.1

鴨川法律事務所



カリフォルニアの「ジェニー」

坂元和夫

金門橋の情景

——金髪碧眼の美少女ジェニーが、ゴールデンブリッジのたもとに佇んで、彼方の海上に浮かぶアルカトラズ島を眺めながら微笑んでいる——。

法曹一元調査団

本年六月日弁連と京都弁護士会の共同企画で、カリフォルニアへ法曹一元調査団が派遣されました。当事務所からは、私と山崎弁護士がこれに参加しました。総勢一五名です。

調査先は、カリフォルニア州弁護士会、州最高裁、地域裁判所、上位裁判所、裁判官行動規律委員会、全米司法大学などでした。

裁判官任命システム

カリフォルニアでは、裁

判官は原則として、州民の選挙によって選ばれます。

任期は、事実審裁判所判事は六年、上訴裁判所判事は一二年です。途中に欠員ができたときは、知事が裁判官任命委員会（最高裁首席裁判官・司法長官・高裁首席裁判官）の承認をえて裁判官を任命することが出来ます。但し、その後の選挙で州民の信任を得なければなりません。

知事の任命にさいして、知事が選定した裁判官候補者について評価意見を述べるのが裁判官候補者評価委員会（The Commission on Judicial Nominees Evaluation）です。普通その頭文字をとってJNEと呼ばれています（発音は

「ジェニー」。これが謎の美少女の正体でした）。この委員会は、二六名の弁護士と四名の市民から成り、州法に基づき州弁護士会に設置されている機関です。

この調査団の通訳は、当時カリフォルニア大学バークレー校客員教授であった宮澤節生神戸大学教授にお願いしました。JNE事務局の責任者（Director）から、この制度のあらましの説明を受けたさいに、彼女が「ジェニー」と略称を使つたため、宮澤教授は「Jenny?」と怪訝そうに聞き返しました。突然女性の名前（Janeの愛称）が出てきたからです。彼女は一寸笑ってその説明をしました。

JNE成立の由来

JNEは、今でこそ高い評価を受けていますが、成立の由来はあまり芳しいものではありません。一九七九年に当時のジェリー・ブラウン知事は、公務のた

めある期間カリフォルニア州を離れなければならぬとの職務は、副知事が代行することになります。ところが、どういうわけか知事はマイク・カーブ副知事と政治的立場を異にし、彼を信用していませんでした。とりわけ、裁判官の空席が生じたときに、副知事が自分の好みの者を任命することを恐れたのです。今でもそうですが、アメリカでは、だれを裁判官に任命するかは重要な政治問題なのです。そこで、知事は一計を案じ、

州弁護士会に設置された委員会の評価意見を尊重して知事が裁判官を任命する制度を急遽立法化しました。一説によれば、ブラウン知事は、副知事が留守中に行つた裁判官任命を無効としたうえで、今後に備え、この制度を立法したとも言われています。

JNEの活動内容

政争の産物として生まれ

たJNEでしたが、その後は、知事の政治的、恣意的な裁判官任命を抑止する機能を果すものとして成長し、他の州の制度にも大きな影響を与えました。

知事は、自薦、他薦（地方の弁護士会、議員、その他から）のロイヤル（弁護士、検察官、州公務員など）の中から補佐のスタッフ（弁護士）の意見に基づいて選別した候補者についてJNEに諮問をします。JNEは、九〇日以内に評価を行い知事に意見書を提出します。

評価の方法は次のとおりです。まず、候補者本人から約五〇項目にわたる質問書に対する回答書が提出されます。次いで、候補者の所属する弁護士会の弁護士と地域の裁判所の判事に対し、四〇五〇〇通の質問書を送ります。

質問項目は、①「専門職業的能力」、②「専門職業的経験」、③「裁判官気質

(公正さ、客観性、礼儀、忍耐、倫理性、勇氣、共感性、常識、プレッシャーに耐える能力、適応性、決断力)、「④「専門職業的評判(正直、廉直性など)」、「⑤「職業倫理(時間厳守、協調性、徹底性、正確性、勤勉性など)」、「⑥「健康状態」、「⑦「偏見の有無(人種、性別等に関するもの)」です。この七項目について、「際立っている」、「非常に満足できる」、「満足できる」、「平均以下の満足度」、「知らない」という五つのうちのいずれかの回答を求めめるのです。

回答は必ず記名式とされますが、秘密が保証されません。その後、委員会の二ないし三名の委員が担当者となり(そのうちの一名は必ず市民、あとは弁護士)、回答者にフォローアップの電話をしたり、直接面談したりして、情報収集に努めます。候補者に不利な情報があるときは、必ず本人に告げて説明を聴くそうです。調査結果は委員会に報告され、討議のうえ、①きわめて適格、②かなり適格、③適格、④不適格の四段階評価をします。不適格の評価は、平均して候補者の約四分の一度程度です。報告を受けた知事は、この評価に拘束はされませんが、ほとんどの場合これを尊重します。もし、知事が不適格評価を受けた者を任命したときは、JNEは、その旨を事実審裁判官については裁判官任命委員会の公開審理の場で明らかにし、上訴裁判所裁判官については一般に公表します。

最近の状況
最近、JNEが不適格と評価した人を知事が上訴裁判所判事に任命しました。裁判官任命委員会も知事の任命を支持しました。これは、JNEの制度が発足してから、例のないことだったようで、いろいろと物議をかもししています。

カリフォルニア州では、レーガン知事以来共和党知事が数代にわたって続いており、アフターマティブ・アクション(差別是正のための優遇措置。なお、この六月にその廃止の議員提案が連邦議会において否決されています)を全米に先駆けて廃止するなど、保守的な政策を積極的に実施しており、リベラルな立場をとる州弁護士会との関係が険悪になっています。右の裁判官任命もその一つの表れといわれています。

わが国の司法改革への示唆
日本では、最高裁判事が任命後の総選挙にさいして投票による国民審査をうけるほかは、裁判官の適格性審査について、初任の時は勿論、一〇年ごとの再任にあたっては、アメリカのような制度はなく、もっぱら最高裁が裁量的に判断しています。

アメリカでは、裁判官を選抜するのに対し、日本では、キャリアシステム(子飼制度)をとっているという違いはありますが、カリフォルニアのJNEを見聞して、日本の裁判官任命システムは、はたしてこれでよいのだろうかと疑問を感じました。つまり、任命権者の恣意的運用を防止するためのカリフォルニアのJNEのような諮問委員会制度の導入が必要ではないかということですが。

「上に睨まれたら一生出世できない」のは、企業や官僚の世界では当たり前のことかもしれませんが、憲法によって職務上の独立を保障されている裁判官が同じであってよいのでしょうか。本来、裁判官が気にすべきは、主権者であり裁判制度の利用者である国民の筈です。アメリカの多くの州のように、裁判官について選挙制をとれば、裁判官は嫌でも国民の方に顔を向けざるをえなくなります。



「介護保険」で 介護はどうなる

尾藤 廣 喜

〃超高齢化社会が目前〃

わが国の六五歳以上の方の人口比率は、一九七〇年に「高齢化の始まり」といわれる七%となり、九五年に「高齢化社会」といわれる一四%になりました。この七%から一四%になるまで、スウェーデンでは約八五年間、ドイツが約四五年間かかったのですが、わが国は、二五年しかかかっておりません。しかも、わが国は、二〇二五年にはこの比率が二五・八%にもなることが予想され、超高齢化社会が文字通り目前になっています。

最近では、このような社会状況のためか、「高齢化社会にどう対応すべきか」

とか「高齢者の人権についてどう考えるべきか」というテーマで講演を求められることが多くなっています。

〃「介護保険」の内容は〃

介護保険制度は、このような高齢化社会の進行の下で深刻化が予想される介護問題に対応するため、新たな保険の制度を作るもので、昨年一二月に法律が成立し、二〇〇〇年四月から実施することになっています。

この制度の財源は、保険料と公費負担の折半とし、介護費用の一分を利用者が自己負担する方式となっています。毎月保険料を支払う被保険者は、四〇歳以上の国民で、厚生省は、一九九五年度価格で一人平均月

額二、五〇〇円程度の保険料と推定しています。

受けられる介護サービスとしては、施設入所による介護サービスと在宅のままでの介護サービスの二つに分けられています。どちらを利用する場合でも、まず、申請をして、介護を必要とする状態にあるかどうかの認定を受けなければなりません。

〃問題点はどこに〃

この制度は、ともすれば個人的な犠牲に頼りがちだった介護負担を社会的に支える制度を作ったという意味では、一歩前進といえるかも知れませんが、非常に多くの問題を抱えています。

まず第一に、保険である以上、保険料負担にみあった給付の内容が定められ、かつ、その内容が全ての被保険者に保障されなければなりません。しかし、現状では、特別養護老人ホーム

などの施設の面でも、また、ホームヘルパーなどの人的スタッフの面でもあまりにも不十分で、必要な介護を満たす内容にはなっていない。これでは、「保険あって介護なし」ということになりかねません。形だけ整えるために、極端に低いレベルの介護サービスでもがまんして下さいということでは、保険の意味がありません。

第二に、保険という制度をとれば、制度への未加入者や保険料の払えない人がどうしても出てきます。これらの人が介護が必要となったときにどう対応するかという点も深刻です。

第三に、介護が必要かどうかの判定は、市町村におかれる要介護認定審査会で認定されることになっていますが、この判定が本当に「科学的」「公正」なものになるかどうかという問題もあります。財政状況や施設の整備状況を気にして、

必要な介護認定が行われないうことがあれば、大変な問題です。

〃法律家の役割は〃

高齢者の直面する問題は、介護問題だけではありません。財産管理、健康管理、心理的ケアなどさまざまな問題が複合しています。

法律家としては、ケースワーカー、保健婦、医療ソーシャルワーカー、医師などの専門家とともに、これらの複合した問題に答えられる総合相談システムをまず作る必要があります。

また、介護保険についても、このシステムを活用する中で、申請から判定に対する不服申立てまで一貫して援助できる体制を早急に作りあげる必要があります。さらに、制度の不十分な点に対しては、被保険者を代表して、その充実を求めていくべきです。

KBS ニュース出演



NEWSワイド京都 ●

今年の四月からKBS京都の報道番組「NEWSワイド京都」のコメントイターとして毎週木曜日に出演することになりました。

この番組は、以前に人気のあったタイムリー10の流れをくむものです。タイムリー10といえば、僕が弁護士になりたての頃、弁護士会議を終わった後などに、近所の居酒屋で先輩弁護士

山崎 浩 一

と食事をしながら、よく見た番組でした。

写真の中央が飛鳥井雅和キャスター、左がアシスタントの吉田利佐アナウンサーです。自ずとキャスターやアシスタントの人の柄が番組の雰囲気というものを作ります。その意味では上品で家庭的なニュース番組になっているのではないのでしょうか。

この番組の特色は、いい意味でのローカル色にあるといえるでしょう。全国ニュースも報道しますが、京都での出来事や京都で活躍している人を取り上げています。地元放送局の利点を生かした報道を進めてもらいたいと思います。

コメントイターとは ●

その日のニュースのいくつかに、コメントするというのが僕の役目です。

今までは、他局のニュース番組のコメントイターの発言を聞いて、「なるほどそういうことか」と感心したり、逆に「何もわかつちやいないな」と勝手に思ったりしていました。いざ自分が何かコメントする立場になると、その難しさを痛感しています。

コメントイターの役割 ●

視聴者の立場から期待されているコメントイターの役割は、二つあるのではないのでしょうか。

一つは、ニュースの送り手としての放送局と視聴者の意見を繋ぐ役割です。

例えば、大蔵省官僚が不祥事を起こした場合に、アナウンサーはニュースとして事実を報道する。コメン

テイターは「本当にけしからんことをしますね。」という感想を述べる。こんな感想は、誰でも感じていること、そんな素朴な感想を述べていいのかという気もします。しかし、あえて当たり前の感想をコメントイターが述べることで、やはりその不祥事がけしからんことであるということを確認することは大切ではないでしょうか。またそれによって、視聴者に共感を得てもらえると思います。

他の一つは、これと相反するようですが、報道された出来事のもつ意味を一般人の抱く感想とは異なる観点から明らかにすることです。

例えば、随分前のことですが、オウムの事件では、令状主義に反する疑いのある方法で大量の毒物の押収や別件逮捕などが公然と行われていました。

僕が、身近に人にそういう感想を述べると「そんな

ことをいうから法律家は非常識だといわれるのだ」と非難されました。

ただ、目先の出来事だけで評価をするのではなく、出来事の意味を長い目で見て評価するということも必要だと思います。

僕はあくまでも弁護士としての立場でコメントイターになっていることを自覚して、できるだけ弁護士の視点というものを出ししていきたいと思います。ぜひ皆さんもご覧のうえ、ご意見をお寄せ下さい。





はじめまして

—夫婦別姓と私—

中村 多美子

はじめまして。今年の四月より、当事務所勤務しております中村多美子と申します。こちらの事務所には、司法修習生時代にお世話になりました。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

★夫婦別姓？
突然、私事で恐縮ですが入所と同時に結婚しました。と申しましたも、結納も、挙式も、指輪の交換も、入籍もしていないので、はたして「結婚」と言えるの？なんて言われますが、当人同士はそれでもいいかと気楽にかまえています。どうして、そういうことになったのかというところ、それは昨年の夏に遡ります。

★娘の両親というもの

夏休みに私が実家に帰省しました折、そろそろ交際の彼と結婚したいのだけど、という話になりました。両親は、わが娘が結婚とは縁遠い「キャリアウーマン」になってしまおうのでは、と心配していたところでしたので、それを聞いて一安心。ところが、はたと気が付いたのは「姓」の問題でした。「あなた、名前はどうかするつもり？」「うん、どっちでもいいやと思ってるけど」

さあ、それからが大変でした。娘二人しかいない「中村家」にとって、長女の姓が代わってしまうのは「家」の断絶を意味する、とそれはたいそうなお小言の始まりです。

の始まりです。

法律家の卵として勉強してきた私にとってこれは晴天の霹靂、まさか自分の両親が、姓の変更は相手の「家」の人間になることで、「他家の嫁」になることで相続権すら失うと信じていたなんて思いもよらなかったのです。それから、一晩かけて明治民法はもうないこと、現行民法ではそんなことを考えられていないことを説明しましたが、そんな民法はおかしい認められるはずがないとの猛反発。こんな娘でも、娘かわいさ、手放したくなさの親心だと、わかっけていてもほとほと手を焼いてしまいました。

★現行民法と「家」

明治民法における「家」制度というのは、戸主を中心とする広範囲の親族で構成され、戸主が各親族に対し居所指定権、結婚などについての各種同意権を有するという親族共同体を前提とする制度であり、その呼

称が「氏」とされてきました。そして、妻は結婚により夫の家に入ると定められていました。

しかし、このように別世帯の親族の私生活への干渉を認め、親族関係の実態と遊離していた明治民法は戦後改正され、制度としての「家」は無くなったのに、呼称である「氏」の制度は残ったことから、意外と「家」という観念は、現行民法でも根強く残っているようです。

★夫婦の選択

さて、ありがたくも困惑する私の両親の心情を、彼に伝えますと、「それなら別姓でいいじゃない」との返答でしたので、それから二人で別姓について、いろいろ調べてみました。

結局、結婚による姓の変更により、様々な不都合を生じる人々の努力により、事実婚でも相続以外には日常的に困ることはなさそうなこと、改姓して通称使用

をする方法も広く認められるようになってきていることなどがわかりました。

別姓の選択については、これを制度として認めると家族が崩壊し、子供に悪影響がある、との根強い批判はあるところですが、身近な別姓選択夫婦には、とりあえずそういうこともなさそうです。

★これからの「中村家」

まあ、そう言っても「家」の問題が全て解決、というわけにはいかないのは当然で、暫定的に様子を見るといったところなのですが、私の両親は今のところ、別姓で納得したようです。

夫の「家」の方々は、寛容にも見守ってくれています。

次にもめるのは、子供ができた時かなあ、と二人でのんびり話しながら、「別姓夫婦」をめぐる周囲の反応をそれなりに楽しんでいく今日この頃です。

少年法改正問題について

少年の凶悪事件が世間を驚かせ、また、非行事実が争われた場合の事実認定の難しさが問題とされたことなどから、少年審判制度のあり方が議論されています。

この度、法務大臣は、法制審議会の少年法部会を二一年ぶりに再開し、少年法の改正問題を諮問しました。論点には、裁判官の合議制を導入ことや、少年側に再審を請求できるようにすることの是非などもありますが、何と云っても最大の論点は、少年審判手続きに検察官を立ち会わせることの是非です。

現行少年法は、少年の更生にとって何が最も適切な処遇であるのかを専ら家庭裁判所が判断するという保護主義をとっており、成人の刑事裁判のような、検察

官が被告人と並んだ当事者の一方として有罪を主張する対審構造をとってはおりません。従って、仮に、少年側が非行事実を争った場合でも、検察官がいかにも当事者の一方のような立場で、少年審判に立ち会ったのでは保護主義の理念と矛盾する、との考えが従来から強く主張されてきました。

しかし、少年側が事実を争っているのに、裁判所がすべての審理をするのは困難な場合もあり、却って、少年に対する適正手続きの保障の面からも問題があることも従前から主張され、両方の考えは長年対立してきました。

一致したといっても、そもそも検察官は一方の当事者となるのか審判の協力者程度なのか、立場による考え方の違いは大きく、実際問題として、どのような基準で立ち会わせ、どのような効果をもたせるのか、今後もしも激しい議論になるのは必ずです。

日弁連では、一定の事件に限っては検察官を関与させてもよいとする案を示していますが、同時に、審判が始まるまで証拠が裁判官の目に触れないようにするなど、厳格なルールを立てることを不可欠の条件とし、検察官の抗告には反対するなどの立場をとっています。

最近、法務省、最高裁、日弁連の法曹三者は、少年が非行事実を否認した事件の審判に検察官を出席させる、という線まで一致しました。しかし、言葉では

今回の少年法改正問題は、

少年司法の根幹に関わる重要な課題であり、私達も関心をもち、今後、拙速を避け、深い議論がなされることを期待します。